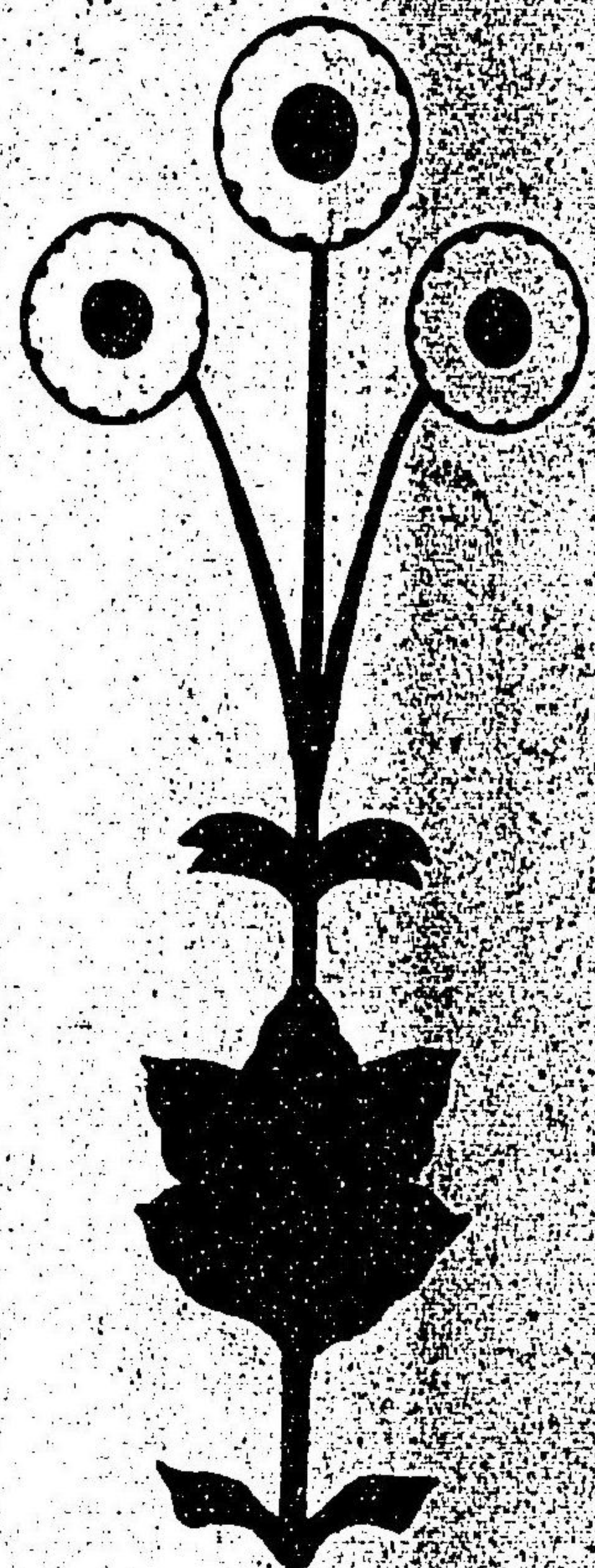


E-176

勤儉詔勅略解



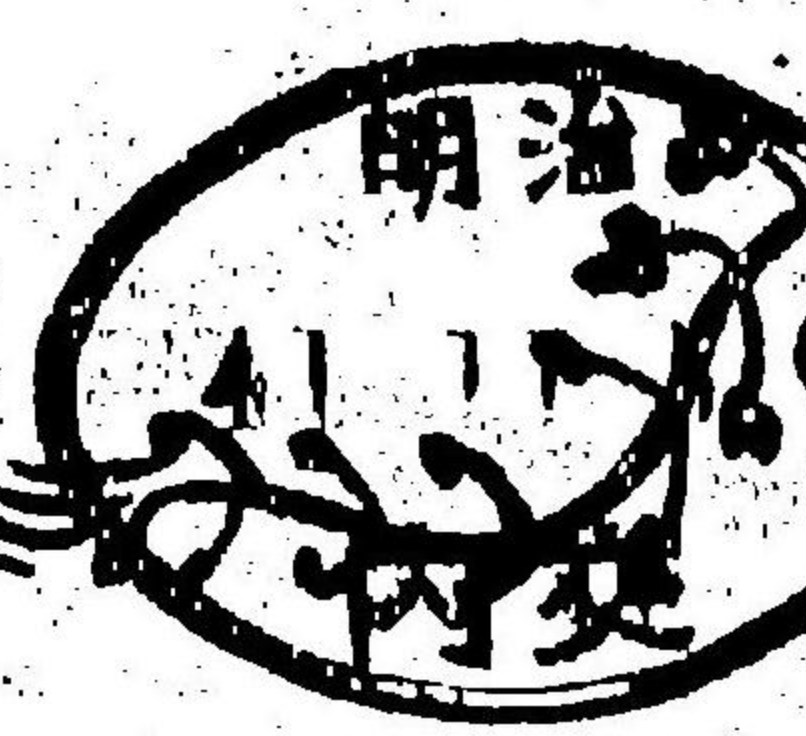
朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ニ東西相倚リ
彼此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益々國
交ヲ修メ友義ヲ惇シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴
ラムコトヲ期ス顧ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠
澤ヲ共ニセムトスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戰後
日尚淺ク庶政益々更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠
實業ニ服シ勤儉産ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ
成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒急相誠メ自彊息マサルヘシ
抑々我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル
國史ノ成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守
シ淬礪ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ

明治
村

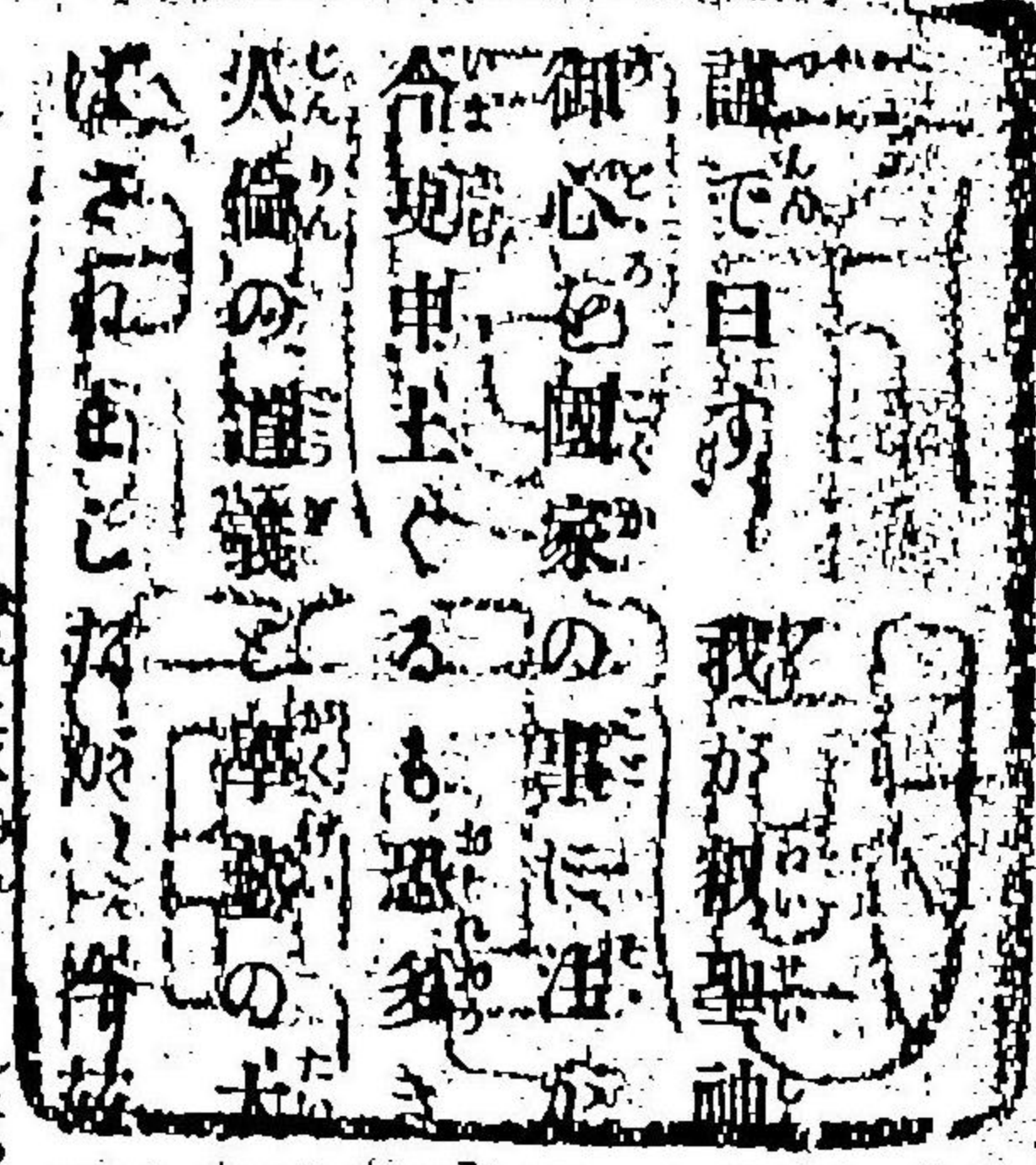
朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ニ東西相倚リ
彼此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益々國
交ヲ修メ友義ヲ惇シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴
ラムコトヲ期ス願ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠
澤ヲ共ニセムトスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戰後
日尚淺ク庶政益々更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠
實業ニ服シ勤儉産ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ
成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒急相誠メ自彊息マサルヘシ
抑々我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル
國史ノ成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守
シ淬礪ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ
朕ハ方今ノ世局ニ處シ我カ忠勇ナル臣民ノ協翼
ニ倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威徳ヲ
對揚セムコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨
ヲ體セヨ

御名 御璽

明治四十一年十月十三日



勤儉詔勅略解



謹で曰く、我が親聖神武なる今上皇帝陛下は、賢くも夙に大
 御心も國家の事に注がせ給ひ、祖宗を尊び、民を撫育せらるゝは
 命地申上ぐるも、恐多き事ながら、屢には教育勅語を下し、賜は
 大倫の道義と學識の士鴻を説き諭され、大混沌たる思想界を統一遊
 ばされ、もごが、明治四十一年十月十三日を以て勤儉を勸む
 べき事を一般國民へ詔書を下されました。抑も大日本帝國は歴史
 あつて三千年、萬世一系の皇統連綿として踐み給ふ神國にして、
 上下相和し相親するの美、吾人臣民は此一事に於ても世界に向つ
 て其幸福を誇りとするのであります。而も平和を重んずるの局、
 近き過去に於て二回の干戈を交へ、遂に世界有数の強國として今

(一)

(二)

や旭日の昇るが如き勢を以て國運日に月に進みつゝあります。此秋に方り若一朝經營を誤まらんか、折角の名譽を損ずるの結果を生ずるやも計りがたく、其等の大任は一に國民の勤惰奈何に依るものにて、即ち我國民たるものは此三千年の美的歴史を益々發揮すべく、能く身を慎み一家を處理し、強て一國万国の福利を増進せしめねばなりません、内閣總理大臣は此詔書を戴き十月十四日地方官會議に於て之が訓令を爲し陸軍大臣は風紀に關して十月二十日を以て之が訓令を發し又文部大臣は全月二十三日を以て内訓を發し各種の學校に對し夫々通牒せられました其訓令は卷末にあります。

實に 詔書の御精神は深大にして、吾人草莽の臣の能く解し得べき事ではありませんが、不肖の身を顧みず其 聖旨を付度奉り、概略を左に陳述いたします。

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス。

(三)

謹んで 聖旨を案するに恐多くも我等臣民に向はせたまひ自ら考ふるに今や世界の文明は日に月に進み東西南洋の國々は相助けあつてお互に國利民福を享けて居るのであると宣はせ給へるなるべし。

只今地球上に國々は澤山ありますが何れも人類一般の爲さうしたれば幸福を得ることが出来るかと云ふことに就て種々に研究も且行つて居ります人文即ち文明開化と云ふのはとりもなほさず國家社會のための幸福に就ての研究且つは實行の結果が形の上には現はれたのを指すのに外ならぬのですそれが日に進み月に進んで東西南洋の國々は互に相倚り仲よく交際ひまして依て生ずる福利を

(四)

うけて居るのであります

朕ハ爰ニ益々國交ヲ修メ友義ヲ惇シ列國ト與ニ永ク其慶ニ賴ラムユトナ期ス。

謹んで 聖旨を案するに恐れ多くも 陛下におかせられては出来得る限り互に友誼を厚くし世界各国と親密なる交際をなされ此上にも國利民福を増し進めたいと宣はせらるゝなるべし 國交即ち國と國との交際は未開の頃には其範圍も極めてせまき總ての事がそれで満足が出来たのであります。が世の進むと共に國際關係はだん／＼開け恰度隣家の人と仲善くするが如く交際が親密になつて來たのであります。我日本國でも極古くから朝鮮や支那との交通は致して居りましたが後奈良天皇の御代即ち足利時代の末頃に始めてホルトガルの人が九州の種ヶ島へ参りましてからスベ

(五)

ネジ人やオランダ人やイギリス人などが参る様になりました。從つて日本人も又こちから出向く様になりました。然し西洋人が來たとは申すものの孰れも宣教師か商人か探險家と云ふ様な人のみでありました。我國からも九州の大友宗麟や仙臺の伊達政宗などが其臣を羅馬へ遣はした事があります。がそれは只一個の私交に過ぎないのであります。未だ國と國と直接の交を結んだ事はありません。じたそれから寛永年間即ち徳川三代將軍の世に耶蘇教を禁じた結果鎖國と云ふ事になりました。只オランダと支那の二國だけが長崎で商をする事になりました。其後嘉永六年に米國のペルリ提督が参りまして始めて通商條約が結ばれました。所から其他の國々よりも参り條約を訂結し日本は世界の日本たる地位になりました。それから明治になりまして西洋諸國との交際が益々親しくなり遂には日英同盟を結ぶ事になりました。と 陛下は尙今日のありさまに

(六)

御満足あらせられず一層親密なる交際をなされ國利民福を増進し
たいと仰せらるゝいとも有がたき大御心であります

願ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセムト
スル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ。

謹んで 聖旨を案するに世界は日に月に進んで行く其大勢に伴ひ
て文明に因て得る處の惠を共に享け様とするには自國の發展がさ
きであると言はせ給へるなるべし

世界は日に月に進みつゝあるのでありますから其文明に後れぬ様
にするには我が短を捨て彼の長を取り即ち我よりも優つて居る處
があるならば之を學ぶべきは云ふまでもありませんが外に向つて
延びるには我國に於て農工商軍事教育等總て國民自ら奮い務めね
ばなりません即ち各方面の事業が發展すれば時勢に後くれる等は

(七)

ありませぬから自國の内が整つて行のであります各自にはげみ務
める事がかんじんであります

戦後日尙ホ淺ク庶政益々更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一
ニシ忠實業ニ服シ勤儉産ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗
ヲ爲シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誠メ自彊息マサルヘ
シ。

謹んで 聖旨を案するに我國は日露戦役を去る事僅かにしかなら
ず其戦争の爲に澤山の借財もあり其借財は國民の負ふ所であるそ
こで政府に於ても中止した事業も種々あるが戦争に大勝利を得た
結果として日本と云ふ名が世界の隅々にまで響きわたり従つて此
國運名聲を益々盛んならしむるには是非せねばならぬ事が澤山あ

る之には國民の心が一致して居らねばならぬ國民の考が區をである様ではとても出来る事ではない國民の貴賤貧富を論せず皆々心を一つにして各其業をはげみ家を富まし國を富ます様に心掛け他人に對しては信義を盡し其身分に應じて儉約を守り奢りがまじき事をせず若し悪しき行の人があれば之が忠告をしてお互に注意をして大いにはげむようにせよと宣はせ給へるなるべし

扱洋の東西をとほす時の古今を論せず大戦争のありし後と云ふものは兎角世間が奢に流れるものであります現在日露戦役の後に於きまじしての有様は皆さんも御承知の事でありませう遠くさかのほつての例を擧げて見ますれば彼の元寇の役即ち弘安文永の頃元の國から大軍を起して日本を侵しに來た事があります時の執權北條時宗は令を下して其大軍を防ぎ遂には元兵ののがれ歸るもの僅かに三人と云ふ大勝を得ましたが之が爲に費した金が多額の爲に幕

府は非常に苦じみまじしたのみならず將士は恩賞を得て一時家計が豊かになつた爲に奢に流れ遂には自分の家財や所領迄も失つた人が澤山ありました之れ皆贅澤をしたのが原因であるのです近くは明治十年の鹿兒嶋戦争や廿七八年の日清戦争の後にも幾分其傾きがありまじした之を防ぐには勤儉にして眞面目に着實に務めるが第一であります故に吾國御歴代の天皇は常に此点に大御心を注がせられ又時の執政等も此点に注意をした人も澤山あります彼の仁徳天皇様は民の富は朕の富なりと仰せられ身を以て儉約の實例をお示しなされた事や北條時頼が時の執權と云ふ尊い身分にもかゝわらず或夜客のありし時に味噌を自身に台所から持つて來て酒をすゝめた事や又其母の松下禪尼が障子の破れを自分で行つた事などは普く人の知る所であります即ち身分の如何を論せず奢に流れてはならぬと云ふ事を示されたのであります然し儉約がよいと

申しても吝嗇と儉約をはきちがへて道徳に背いても自分さへ得く
があるならば何でもかまはぬと云ふ様ではなりませぬ良心に耶ぢ
ない様にして自分一己人の儉約は出来得る限り之を致し他人には
徳義に背かぬ様誠を盡さねばなりませぬ

抑々我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ
成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ
誠ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ。

謹んで 聖旨を案するに我國は 皇祖 天照大神をはじめ奉り御
歴代の天皇が其教を垂れ政令を布きひろめ臣民を愛撫せさせ給ひ
し御遺訓と我國の歴史の一点の汚点をみとめす實に立派なる光を
以て充滿して居る事は恰も太陽の光の如し爾來國史の教ふる所を
よく守り之をみかくに誠を以てすれば我國運は益々發展するなる

へじと宣はせ給へるなるべし
我國は皇祖天照大神をはじめ奉り御歴代の天皇が我が瑞穂の國を
開きたまひし事申すに一朝一夕にして創業せられたるものにあ
す其の御經營あらせられしは種々御辛苦を積ませられしこと又教
を垂れ政令を布きひろめ臣民を赤子の如くに愛撫せさせ給ひ其業
を授けたまひし其の御恩徳は誠に深くして且つ厚く隅々までも普
く及ばざるところなく實に大御心を勞させ給へりしことでありま
す其御事蹟は歴史に傳へてありますことは誰でも知る所でありま
す開關以來我が日本國の臣民は代々忠孝の大義を重んじ身を修め
家を整へ此廣き世界萬國に類ひなく勝りたる美風をなし來りたる
ものにて君子國の美名は萬國に響き渡つて居る是れ皆祖宗の御遺
訓の御かげである此光輝ある國に生れ至仁なる 聖主に逢ひ奉り
し事は身にも言葉にも盡しがたき有がたき幸福ではありませぬか

されば先祖以來の精神を以て己が精神とし益々國運の發展に務めねばなりませぬ

朕ハ方今ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威徳ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ
謹んで聖旨を案するに段々詔勅に示し給はりし事柄は臣民の服膺すべきは勿論のこと、陛下の御旨を戴き益々我國の威をかゝり、大無邊の御心を以てあくまでも臣民一般のたすけをまつて、大御心を貫徹せさせ給ひ御祖宗御列聖が御發揚遊ばされた御威徳を對揚遊ばされたいとの思召で臣民たるものは能く此聖旨のある所を忘れず服膺する様にと宣はせ給へるなるべし

古への聖人も云へる如く其國を治めんと欲するものは先づ其身を齊ふ其身齊ふて後其家齊ふ其家齊ふて後其國治まるで國家社會と申してもつまりは個人が集まりでありますから社會の文明を進めると云ふ事は一人一個の力で出来るものではありませぬ國民一同に協力して仕事をしなければなりません其仕事をするには着實でなければなりません時には遊惰に流れたり奢りが長じた不實が行はれたら士氣が衰たりして遂には國の滅亡を來たす様な事になります故に一人一人が能く其身を齊へ國家の爲に協同して致して参れば我國をして愉快なる樂園たらしむる事が出来るのであります其れには勤儉と云ふ事が肝要であります陛下は大御心を深く此點に注がせられ今日の我國の如く大戰後の財政困難なる際に最もいましむべきは奢りと遊惰であるから勤儉の美風を養成する様にと御諭じくだされたのは實に有がたき事でありませぬ臣民

たるものは聖旨のある所を忘れず國利民福を増進する事に務めねばなりませぬ
以上 聖旨のある所を付度し奉り聊かこれが副意を敘述たるものにしてもとより大御心の万一をも敘ぶること能はずされど
聖旨を奉體し其仁徳の厚き我等臣民を愛撫せさせたまへるは誠に
高大無邊の鴻恩なり故に臣民たるものは其臣民たるの分を盡して
ますく國運の發展を務むべきなり

勤儉詔勅略解終

●地方官會議に於ける首相の訓示

諸君不肖再び内閣總理大臣の大命を拜し茲に諸君と相見るの機會を得たるを光榮とす
諸君本日は辱じけなくも吾々臣民一同に對し詔勅を賜はりたり 聖詔に宣せらるる所時勢の所要を盡し誠に恐懼感激に堪へず本大臣は茲に諸君と相會するに方り此 聖旨に基き聊か政務に關する意見の大要を陳述せむとす
諸外國との交誼益々親密を加ふるは最も欣喜に堪へず且滿韓に於ける平和的施設も漸次其歩を進め列國も亦我誠意を諒とするに至れるは同慶に堪へざる所なり
今や我國運日に隆昌を加ふ是れ元より 陛下の御盛徳に因ると雖亦國民の忠實勤勉なる能く今日あるを致せるものと云はざるべからず

然れども宇内の進歩は一日も思はず而て此大勢に伴ひ庶政の更張を
 國運の發展を圖らむとする固より容易の業にあらず我國民の責任
 實に重且大なるものありと云ふべし本大臣は就職以來一意負荷に酬
 ゆる所以を思ひ庶政の改善を念とし一日も其調査計畫を怠らざるな
 らん今又 聖詔を拜して益々其責任の重きを加へたるを思ひ各大臣と
 共に胆勉勵精以て其奉行に怠らざらむことを期す
 抑も國運の發展は國民の奮勵自強に俟たざるべからず堅實の志操を
 養ひ浮華の風習を生ぜざらむるは國運興隆の時機に方り最も意を
 須ひざるべからざる所なり諸君が地方行政の局に當り計畫實施指導
 誘掖の任を盡すや能く此意を領し其部下を戒飭して苟も綱紀弛廢の
 譏を招くことなく又各地方の情況に鑑み深く永遠の利害を考慮して
 忠誠懇切苟も遺算なきを期し國運の發展は實に國民の健全なる發達
 に基く所以を思ひて諸君の職司に盡瘁せられむことを望む尙各省主

務の事項に付ては各大臣より訓示せらるゝ所あるべし諸君は 聖旨
 の存する所を奉體し益々奮勵せられむことを希望す

明治四十一年十月十四日

●陸軍大臣の訓示

聖上陛下より賜りたる詔書に對し寺内陸軍大臣は各師團長及び所轄
 學校官衙に對して左の訓示を發せり

十月十三日の詔書は専ら國運の發展を旨とし庶政の更張を望まれ
 又臣民の忠實勤儉信義を重んじ醇厚を尙び華を去り實に就き自ら
 強めて息まざるべきを垂訓せらるる軍人たるもの三復意を茲に致し
 忠勇奉公紀律を恪守し名節を砥勵し斷じて浮華の風潮に流れ柔弱
 の習俗に染み刑辟に觸るゝが如きことあるべからず近來動もすれ

ば奇矯の世に媚び往々法に問はる者あり深く戒めざるべけん
や抑々軍人は國民の精髄たり其風尙氣概の振ふと振はざるとは實
に國家の隆替に關す各團隊長深く詔書を奉體し諄々部下を訓誨し
て克く聖旨の在る處を一般に貫徹せしむべし

明治四十一年十月二十日

●文部大臣の内訓

畏き邊より勤儉貯蓄の民風獎勵に關する詔勅を賜はりたるにつき小
松原文相は二十三日附を以て各地方長官に對し左の如き内訓を發し
尙同時に東西兩大學及び直轄諸學校に對しても其趣旨に基き通牒す
る所ありたり
本月十三日を以て一般臣民に對し優渥なる詔書を下し給ふ

教育の教育に關係する所重且大なり職に教育に在る者をして聖意
を奉體し躬行實踐以て子弟を訓育し克く詔書の御趣旨に副ひ奉ら
んことを努めしめらるべし

附錄終

明治四十一年十一月一日
附錄終



E-76

(十九)

明治四十一年十月三十日印刷
明治四十一年十一月五日發行

正價金五錢

郵税金二錢

不許複製

發行者 魚住嘉三郎

東京市日本橋區大傳馬鹽町十七番地

魚住嘉三郎

印刷者 椿市太郎

東京市京橋區本八丁細四丁目五番地

椿市太郎

發行所

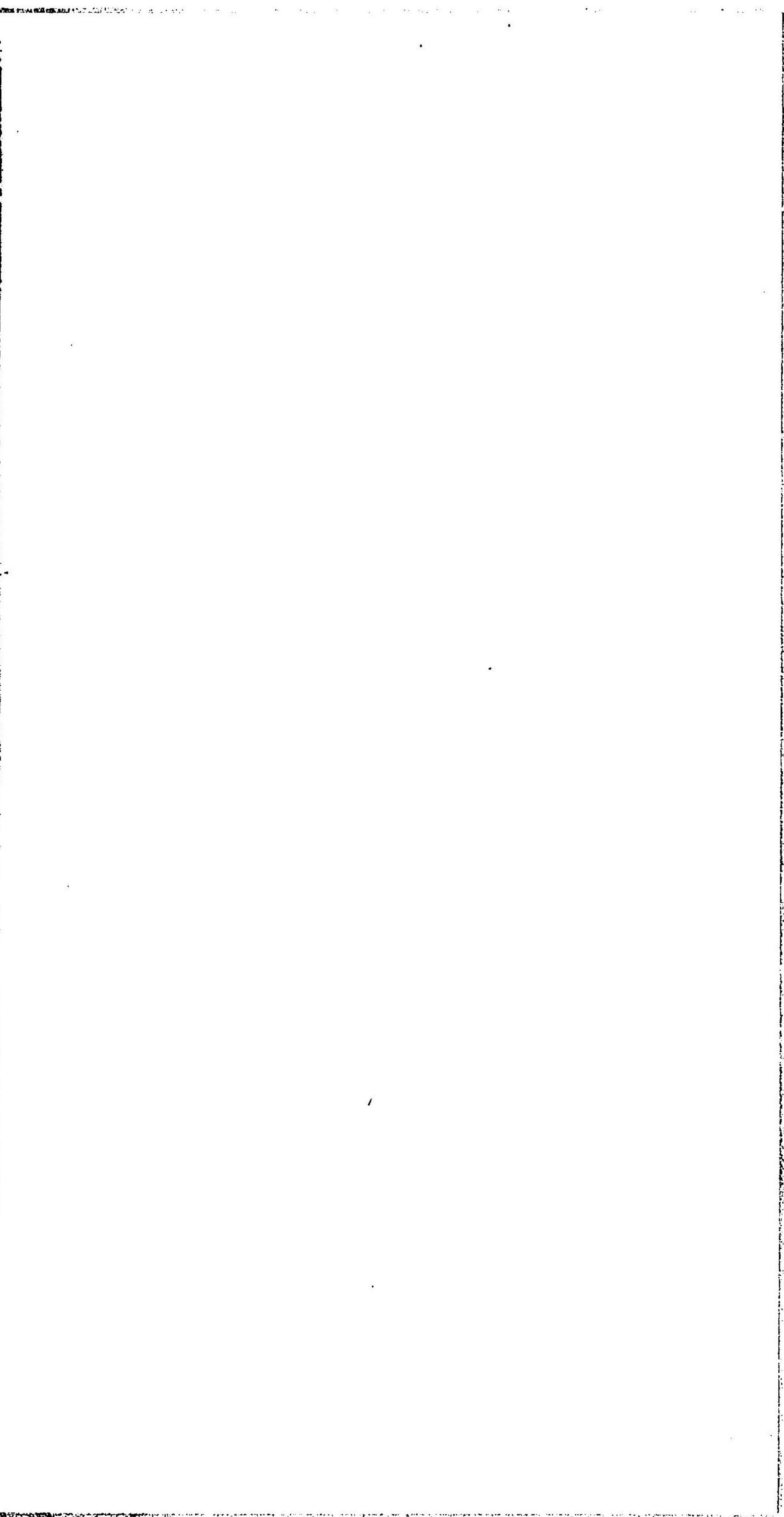
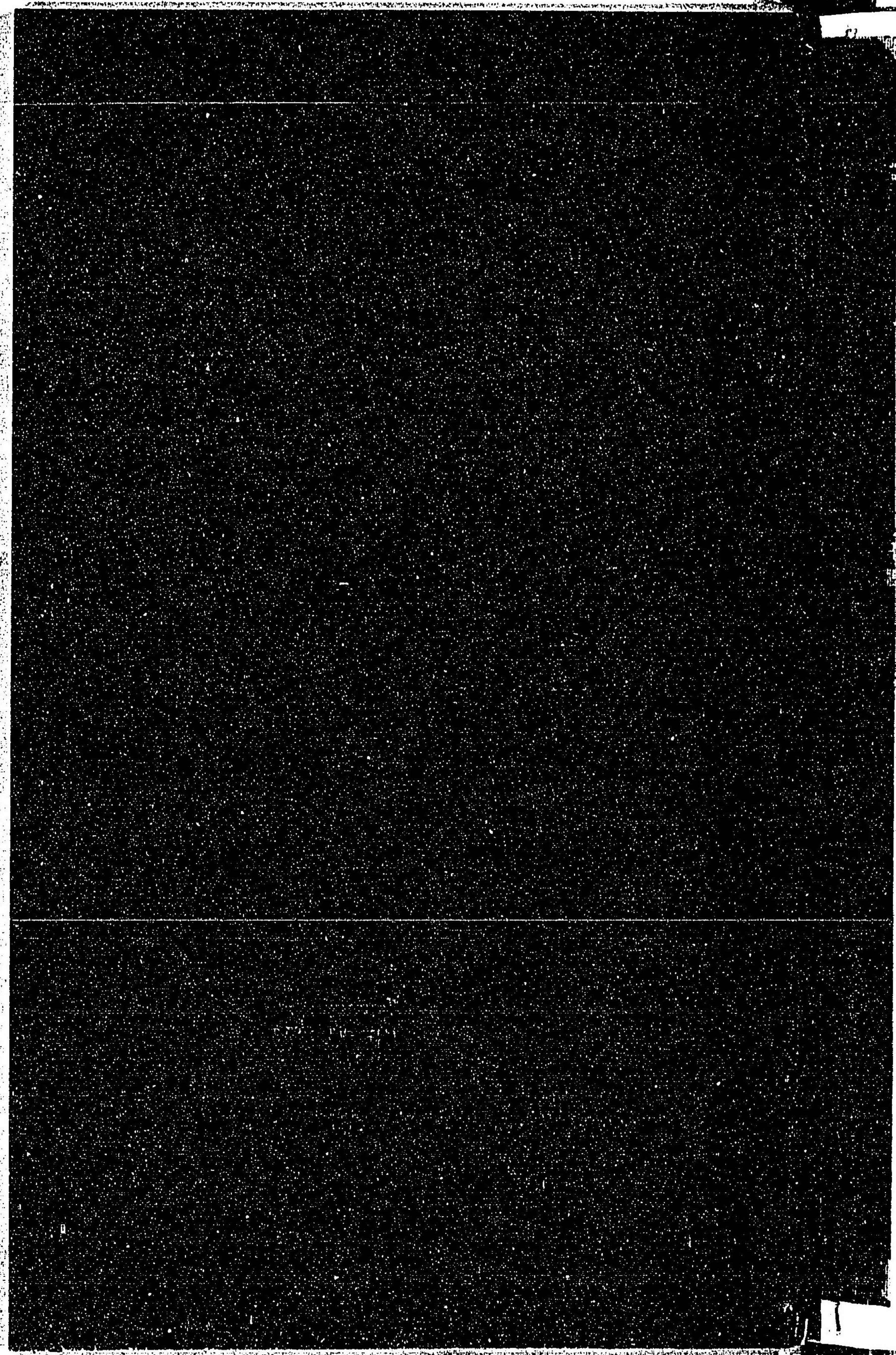
東京市日本橋區大傳馬鹽町十七番地

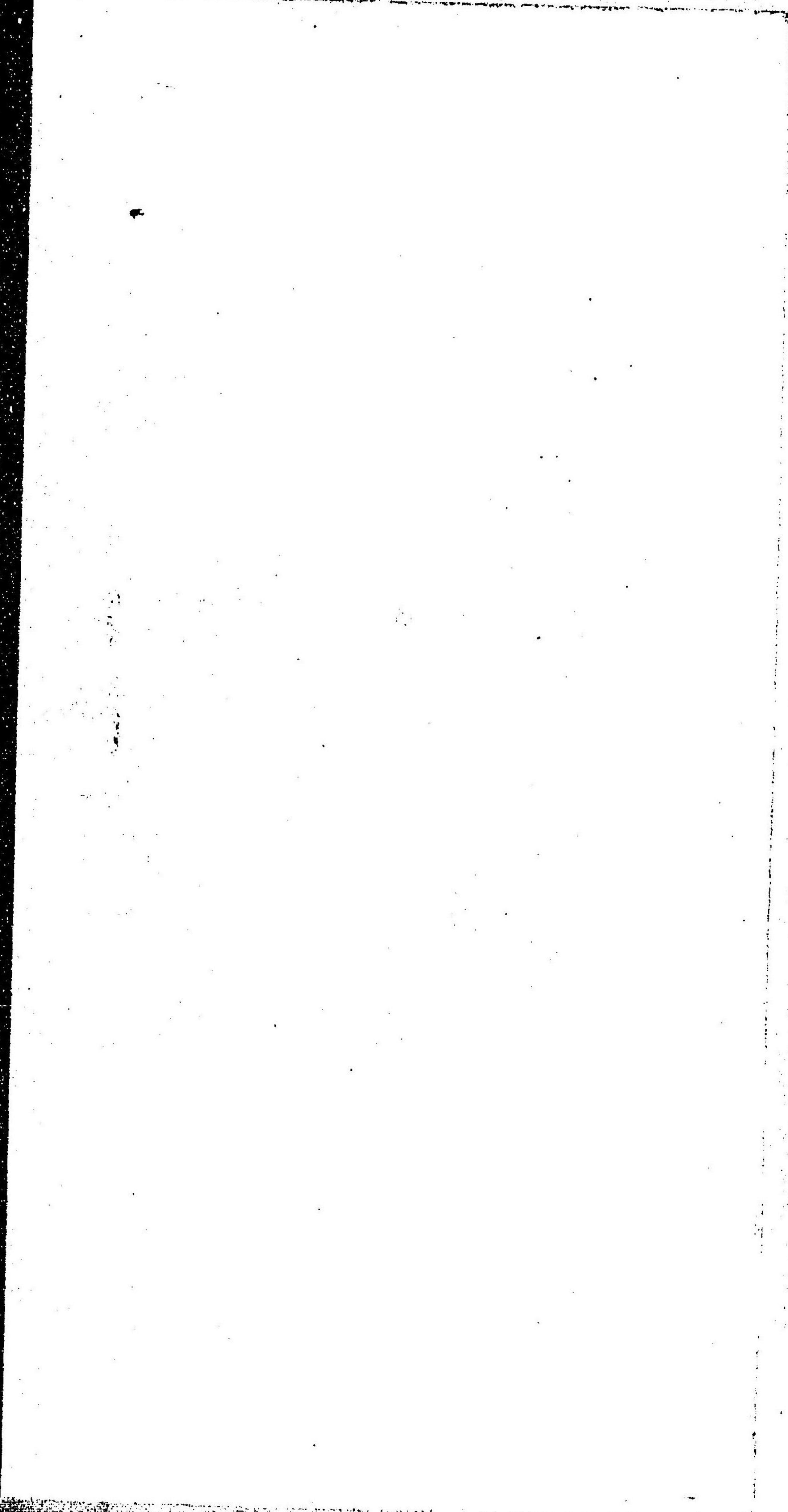
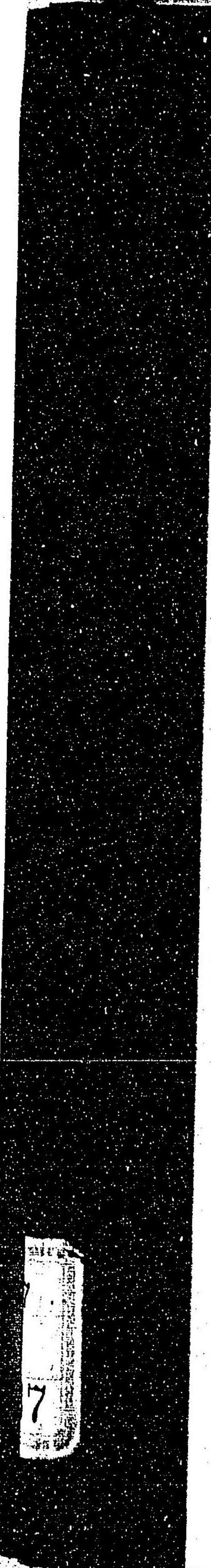
魚住書店

特約販賣

東京市日本橋區
大傳馬鹽町十七番地
東京市日本橋區
大傳馬鹽町十七番地
東京市日本橋區
大傳馬鹽町十七番地
東京市日本橋區
大傳馬鹽町十七番地

大塚大洋堂
柳原文盛堂
淺見文林堂





7

勤儉詔勅略解

国立国会図書館

012240-000-5

特47-737

勤儉詔勅略解

魚住 嘉三郎 / 編

M41

AAH-0073



特4

7

